

「条件付特定外来生物」とは？

相談内容

アメリカザリガニが特定外来生物に指定されたと聞きましたが、今まで通り捕まえたり飼ったりすることはできますか。

対応

相談を受けた山口行政監視行政相談センターでは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という）の改正に伴い昨年6月からアメリカザリガニは条件付特定外来生物に指定され、各種の規制を受けることになったことを説明し、詳細は環境省のホームページやアメリカザリガニ・アカミガメ相談ダイヤルに問い合わせ確認するよう案内しました。

山口行政監視行政相談センターから

特定外来生物は海外起源の外来種で、国内の生態系、人の生命・身体、農林水産業等へ被害を及ぼすもの、または及ぼす恐れのあるものとして外来生物法により指定された生物です。

これらの生物は学術研究、教育等の目的で許可を受けた場合を除き、飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入などの取り扱いが規制（原則禁止）されています。

昨年9月1日現在でアライグマ、ヌートリア、アルゼンチンアリ、セアカゴケグモ、オオクチバス、オオキンケイギクなど159種類の生物が指定され、中でもヒアリ類は「要緊急対処特定外来生物」として関係事業者による早期発見、早期対処とそれを実施するための体制構築を行う必要があると定められています。

このうちアメリカザリガニとアカミガメ（ミドリガメ）の2種は、わが国の生態系に大きな影響を及ぼしているにもかかわらず、国内では飼育者がとても多く、単に特定外来生物に指定して飼養等を規制すると、手続きが面倒などの理由で野外へ大量に遺棄される等の深刻な弊害が想定され、かえって生態系への被害を生じさせる恐れがあるため、通常の規制の一部（捕獲、飼育及び無償譲渡することの禁止）を、当分の間、適用しない生物（通称・条件付特定外来生物）に指定されています。

このため、今回ご相談のあったアメリカザリガニを捕獲し、飼育することや、友人・知人などに無償譲渡することは、これまで通り許可を受けずに行うことができます。なお、一般家庭でアメリカザリガニなどを飼育する場合も、環境省が定めた飼養等基準の内容を参考に、逃げ出し防止対策などを行うことが推奨されています。

しかし、販売・頒布・購入、輸入、野外への放出や販売・頒布を目的とした飼育などは通常の特定期間と同様に原則禁止となっていますので、一度飼い始めたアメリカザリガニは、野外に放したり逃がしたりせず、寿命を迎えるまで責任を持って飼育してください。

詳細は、環境省のアメリカザリガニ・アカミガメ相談ダイヤル（0570・013・110）にお問い合わせください。

（令和6年1月24日 山口新聞に掲載）